

## 認可外保育施設の設備及び運営に関する基準について

## 1. 経緯等

幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設（利用者は保育の必要性の認定が必要）については、国が定める基準を満たす施設が対象となるが、経過措置期間の5年間については、国が定める基準を満たしていない施設も無償化の対象となる。

経過措置期間において、市が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設に限ることができることとされた。

なお、市が条例により基準を定めた場合、市民の方が、市外の認可外保育施設を利用する場合も、無償化の対象は、国の基準を満たした施設に限られることとなる。

## 2. 市の基準の設定方針

国が示す認可外保育施設の基準と同じとする。

## 3. 実施時期

令和元年10月1日

## 4. 認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（案）

別添資料2のとおり